

令和7年10月21日

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の一部改正（案） に対するパブリックコメントを実施します

岡山市では、駐車場法の規定に基づき「建築物の駐車施設の附置等に関する条例」を制定しており、駐車場法施行令等の改正を受けて、本条例の一部改正を予定しております。つきまして、市民の皆様から広くご意見（パブリックコメント）を募集します。

1 日 時

令和7年10月23日（木）～令和7年11月21日（金）

2 観 覧 場 所

- ・市街地整備課（岡山市役所本庁舎6階）
- ・情報公開室（岡山市役所本庁舎2階）
- ・中、東、南区役所（総務・地域振興課）
- ・瀬戸、灘崎支所（総務民生課）

3 意見の提出方法及び提出先

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（案）」に対するご意見と氏名、住所をご記入の上、令和7年11月21日（金）17時15分までに、持参、電子メール、ファクス、郵送のいずれかの方法で、市街地整備課にご提出ください。

4 その他

詳細は、岡山市のホームページをご確認ください。

URL: <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000075158.html>



【問い合わせ先】

岡山市 市街地整備課 水田・小林 直通086-803-1383 内線3650・3656